第七条の二第二項中「の規定により読み替えて」を「において読み替えて」に、「第六条の十九各号」を「第六条の十九第一項各号」に改め、同条第三項第六号中「第七条の三」を「第七条の六」に、「第五条の六」を「第五条の七」に改め、同項第七号中「第七条の五」を「第七条の八」に、「写し」を「写し並びに運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先を記載した書面」に改め、同項第八号中「第七条の七」を「第七条の十」に改め、同項に次の一号を加える。

九　法第二十一条の三第三項に規定する場合において第十八条の二に規定する廃棄物の運搬を行う下請負人　当該運搬が同項に規定する場合において行われる運搬であることを証する書面

第七条の二の二第二項中「第六条の十九各号」を「第六条の十九第一項各号」に改める。

第七条の九第一項中「規定による」及び「令第六条第一項第三号イに掲げる」を削り、「安定型産業廃棄物」の下に「（令第六条第一項第三号イに規定する安定型産業廃棄物をいう。以下同じ。）」を加える。

第八条の二中「第十二条第三項の規定による」を「第十二条第五項の」に改め、同条を第八条の二の八とし、第八条の次に次の七条を加える。

（産業廃棄物の保管の届出の対象となる産業廃棄物）

第八条の二　法第十二条第三項前段の環境省令で定める産業廃棄物は、建設工事（法第二十一条の三第一項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に伴い生ずる産業廃棄物とする。

（産業廃棄物の保管の届出の対象となる保管）

第八条の二の二　法第十二条第三項前段の環境省令で定める保管は、当該保管の用に供される場所の面積が三百平方メートル以上である場所において行われる保管であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一　法第十四条第一項又は第六項の許可に係る事業の用に供される施設（保管の場所を含む。）において行われる保管

二　法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管

三　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第八条の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管

（事前の届出を要しない場合）

第八条の二の三　法第十二条第三項前段の環境省令で定める場合は、非常災害のために必要な応急措置として行う場合とする。

（産業廃棄物の保管の届出）

第八条の二の四　法第十二条第三項前段の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の四による届出書を提出して行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　保管の場所に関する次に掲げる事項

イ　所在地

ロ　面積

ハ　保管する産業廃棄物の種類

ニ　積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限

ホ　屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、その旨及び第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの

三　保管の開始年月日

2　前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一　届出をしようとする者が保管の場所を使用する権原を有することを証する書類

二　保管の場所の平面図及び付近の見取図

（保管に係る変更の届出）

第八条の二の五　法第十二条第三項後段の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の五による届出書を提出して行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　変更の内容

三　変更の理由

四　変更予定年月日

2　前項の届出書には、前条第一項第二号イ又はロに掲げる事項に変更がある場合には、届出をしようとする者が変更後の保管の場所を使用する権原を有することを証する書類並びに当該場所の平面図及び付近の見取図を添付するものとする。

（保管の廃止の届出）

第八条の二の六　法第十二条第三項前段の規定による届出をした事業者は、当該届出に係る保管をやめたときは、当該保管をやめた日から三十日以内に、様式第二号の六による届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

（非常災害のために必要な応急措置として産業廃棄物の保管を行つた事業者の届出）

第八条の二の七　法第十二条第四項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の四による届出書を提出して行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　保管の場所に関する次に掲げる事項

イ　所在地

ロ　面積

ハ　保管した産業廃棄物の種類

ニ　積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限

ホ　屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管した場合にあつては、その旨及び第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの

三　保管の開始年月日

2　第八条の二の四第二項の規定は、前項の届出について準用する。

第八条の三中「第十二条第三項の規定による」を「第十二条第五項の」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（輸入された廃棄物の適正な処分又は再生が困難である旨の確認の申請）

第八条の三の二　令第六条の二第三号ただし書の規定により環境大臣の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の七による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　当該廃棄物に係る法第十五条の四の五第一項の許可の年月日及び許可番号

三　当該廃棄物の国内における処分又は再生を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに当該者が産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者である場合には、その許可番号

四　当該廃棄物の国内における処分又は再生を行うための施設の種類及び設置場所並びに当該施設が産業廃棄物処理施設である場合には、当該施設についての法第十五条第一項の許可に係る許可番号

五　当該廃棄物の適正な処分又は再生が困難となつた理由

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該廃棄物の国内における処分又は再生を行う者が産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者である場合には、第十条の六又は第十条の十八に規定する許可証の写し

二　当該廃棄物の国内における処分又は再生を行うための施設が産業廃棄物処理施設である場合には、当該施設についての法第十五条第一項の許可に係る第十二条の五に規定する許可証の写し

第八条の四中「第六条の二第三号」を「第六条の二第四号」に、「第六条の十二第三号」を「第六条の十二第四号」に、「第七条の三」を「第七条の六」に、「第五条の六」を「第五条の七」に、「第七条の八」に、「第七条の七」を「第七条の十」に改める。

第八条の四の二中「第六条の二第三号ホ」を「第六条の二第四号ヘ」に、「第六条の十二第三号」を「第六条の十二第四号」に改め、同条第五号中「令第六条第一項第三号イに規定する」を削る。

第八条の四の三中「第六条の二第四号」を「第六条の二第五号」に、「第六条の十二第三号」を「第六条の十二第四号」に改める。

第八条の四の四中「第六条の二第五号」を「第六条の二第六号」に改める。